

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十九号

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規則

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則（昭和五十九年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十七条」を「第二十八条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十一条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第二条中「看護専門課程」を「医療専門課程」に、「看護科」を「看護学科」に改める。

第三十三条を第三十四条とし、第三十条から第三十二条までを一条ずつ繰り下げる。
第二十九条を次のように改める。

第三十条 学生の健康管理に関する事項は、校長が定める。

第二十八条を第二十九条とし、第二十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り下げる。
第二十三条第二項を次のように改める。

2 校長は、出席すべき日数の三分の二を超えて出席した者について卒業を認定する。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二条中「（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条第一号から第三号」を「（平成十九年法律第二百二十五号）第四十条第二項第一号から第三号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条を第二十二条とする。

第二十条を次のように改める。

（単位の授与）

第二十一条 別表第一に定める授業科目を履修し、その試験又はそれに準ずるものに合格した者には、当該科目の修了を認定し、所定の単位を与える。

第十九条を第二十条とし、第十六条から第十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第十五条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項を削り、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（入学試験）

第十二条 校長は、学校に入学しようとする者に対して入学試験を行う。

2 前項の入学試験の方法その他入学試験に関し必要な事項は、校長が定める。

別表第一中

外国語

二単位

を

外国語 1

外国語 2

一単位

一単位

に、

生体機構学 1

生体機構学 2

二単位

二単位

を

生体機構学

生体機構学

生体機構学

生体機構学

1 A

1 B

2 A

2 B

一単位

一単位

一単位

一単位

に、

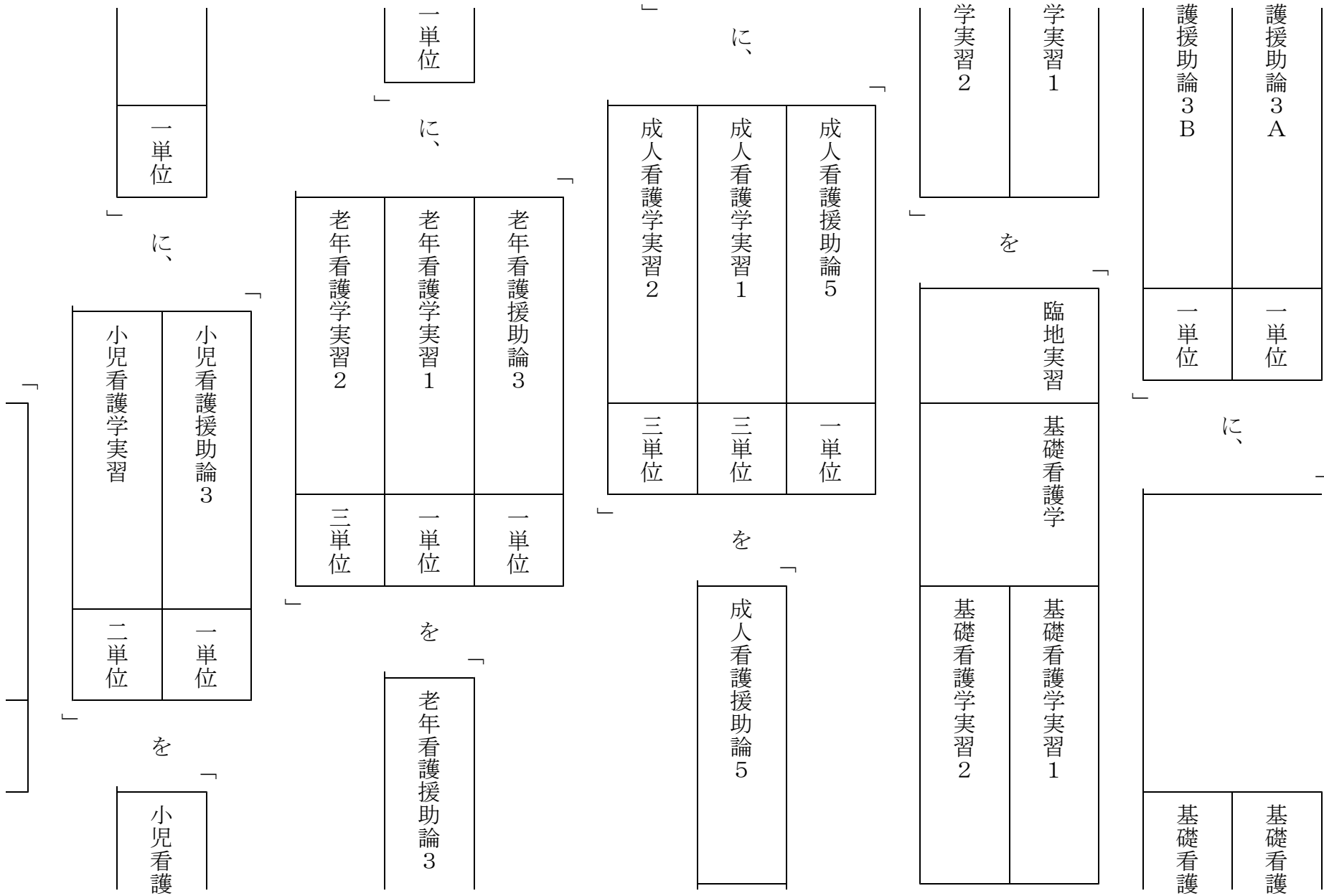
看護援助論 3

二単位

を

看

看



三単位	一単位

学実習	援助論 3
二単位	一単位

を

母性看護援助論 3
一単位

援助論 3
一単位

に、

臨地実習							
精神看護学	母性看護学	小児看護学	老年看護学		成人看護学		
精神看護学実習	母性看護学実習	小児看護学実習	老年看護学実習 2	老年看護学実習 1	成人看護学実習 2	成人看護学実習 1	精神看護援助論 3

に、

精神看護	精神看護
------	------

母性看護学実習	母性看護援助論 3
二単位	一単位

を

	二単位	一単位
--	-----	-----

に改める。

二単位	一単位

を

援助論2
一単位

に、

二単位	二単位	二単位	三単位	一単位	三単位

に、

臨地実習		災害看護
看護の統合と実践	在宅看護論	
統合実習	在宅看護論実習	

統合実習	災害看護
------	------

在宅看護論実習	在宅看護援助論2
二単位	一単位

を

在宅看護

二単位

別表第二中「第二十三条関係」を「第二十四条関係」に改める。

別記様式中「第25条関係」を「第26条関係」に、「医療専門課程看護科」を「医療専門課程看護学科」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に奈良県立五條病院附属看護専門学校看護専門課程の看護科に在学する者は、この規則の施行の日に、奈良県立五條病院附属看護専門学校の医療専門課程の看護学科に在学しているものとし、その者の看護専門課程の看護科において修学した期間は、医療専門課程の看護学科において修学した期間とみなす。

3 この規則の施行の日の前日において現に奈良県立五條病院附属看護専門学校に在学する者に係る授業科目及び単位数並びに卒業の認定については、なお従前の例による。